

※中小企業庁ホームページのQ&A (<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200501kyokaqanda.pdf>) もご確認ください。

No.	内容	項目	Q (質問)	A (回答)
1	制度	詳細	本税制の詳細がわかるものは、どこにありますか？	中小企業庁HPを参照ください。 中小企業等経営強化法 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html 生産性向上特別措置法 https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html
2	制度	詳細	産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行により生産性向上特別措置法が廃止され、先端設備等導入制度関係の規定が中小企業等経営強化法に移管されましたが、支援内容(固定資産税軽減措置など)に影響はありますか？	申請方法や支援内容に変更はございません。(従来通り経営強化税制と固定資産税の併用も可能) 制度に関する詳細は中小企業庁HPを参照ください。
3	申請	証明書書式(様式1)	生産性向上特別措置法が廃止されたことにより、これまでの中小企業等経営強化法及び生産性向上特別措置法の証明書申請書式は継続で使えなくなりますか？	旧様式に基づくものや改正法施行前に作成されたものであっても産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律施行後の申請に利用が可能です。工業会ホームページに新書式(様式1)を掲載しておりますので、今後申請するものについては新書式で申請してください。
4	申請	確認期間	申請から証明書発行までの期間は、どれくらいですか？	申請受付後、2週間程度で発行・発送を行います。
5	申請	確認期間	証明書発行期間を短縮することはできますか？	できません。余裕を持ってご申請ください。
6	申請	申請方法	申請はどのような方法ですか？	事務局に申請に係る書類(証明書、チェックリスト等)を郵送することを以って申請とします。メールや持込による申請は受付けておりません。
7	申請	代表者	証明書に記載する代表者は誰のことを指しますか？	代表者氏名は、特段制限がありません。代表取締役に限定するのか、工場長や経理部長など部門長でも可とするかは、申請者の判断に一任します。
8	申請	手数料	手数料はかかりますか？	申請者が非会員の場合、手数料は3000円(税込)／件かかります。また、証明書を発送する郵送料は、申請者側の別途負担となります。
9	申請	手数料	手数料を支払う方法は、どのようなものがありますか？	銀行振り込みのみです。振込手数料は、ご負担ください。申請に係る書類の送付時にお振込みください。
10	申請	手数料	手数料の領収書は、発行できますか？	領収書の発行はいたしません。銀行振込証をもって領収書に代えてください。
11	申請	発行	工業会からの発送はどのような方法ですか？	申請時に同封される返信用封筒にて、証明書を郵送いたします。なお、返信用封筒は、郵送料金分の切手貼り付けおよび郵送先の宛名を記載ください。
12	申請	証明	複数の設備メーカーで構成されるものも証明できますか？	最終的にユーザーに納めるメーカーが申請することで証明できます。
13	対象設備	輸入品	輸入品は対象ですか？	対象です。ただし、外国語表記については確認が行えないため、日本語での解説等を必ず資料に加えてください。
14	対象設備	特注品	特注品は対象ですか？	対象です。特注品についてもベースとなる比較指標を設け、判断してください。
15	対象設備	デジタル化設備	新型コロナウイルス感染症の緊急経済対策として中小企業経営強化税制の拡充でデジタル化設備が追加されましたが、スマートフォンによる遠隔操作で風呂の追い焚きを可能とするような設備は対象ですか？	対象ではありません。デジタル化設備は事業活動や事業プロセスに関係するものが対象となりますので工業会で扱う設備は対象となりません。
16	証明書	取得価額	取得価額は、工業会側で確認されますか？	工業会で証明するものは販売時期および生産性の向上です。取得価額の確認は行いません。
17	証明書	型式確認方式	シリアル発行証明書を予め配布(型式確認方式)しますか？	シリアル発行証明書の配布は行いません。申請1件ごとに、HP掲載の書式にてご記入の上、申請ください。
18	証明書	設備型式	設備型式記載欄にて、品番が複数あり、ひとつにまとめることが困難な場合、名称が特定できる代表的なものの記載で可能ですか？	可能です。ただし、各事業者の資産区分の仕方次第です。販売単位も、資産区分の計上によって変わります。工業会では数量や資産区分が適切かの確認は行いません。
19	チェックリスト	該当要件	数値ではなく、機能(形態)向上していることを判断要件して良いですか？ (例)キッチン・洗面の収納形態が開き戸から引出しになることによる収納作業の向上など。	数値に限ります。定量的にはかれないものは証明対象外となります。
20	チェックリスト	該当要件	「生産性の向上」を算出する場合、マイナスの結果となって良いですか？ (例)-1%	効率などが向上する場合も認められるため、指標により1%以上の低減(マイナス)されることも要件を満たすと判断できます。
21	チェックリスト	該当要件	「生産性の向上」を算出する場合、0.99%を四捨五入すると1%になりますが、その場合でも1%と認められますか？ (例)0.99% → 1%	1%に満たない場合、認められません。
22	チェックリスト	該当要件	一代前モデルと同機能でコストダウンされた当該モデルも「生産性の向上」と判断して良いですか？	価格の指標では「生産性の向上」の確認ができません。
23	チェックリスト	エビデンス資料	エビデンス資料(カタログ等)で販売開始月が特定できない場合、どうすれば良いですか？	特定できない場合は確認ができません。他のエビデンス資料で特定してください。
24	証明書、チェックリスト	エビデンス資料	確認するエビデンスとして、カタログ、ホームページ等公表されているもの以外に、当該物件のプラン図、仕様書等、製品および日付が特定できる資料も有効ですか？	有効です。
25	証明書、チェックリスト	エビデンス資料	エビデンス資料(仕様書等)中、確認すべき情報以外に確認されたくない情報が含まれる場合、どのようにすれば良いでしょうか？	一般に公表されたものがエビデンス資料として有効であるため、伏せるものはないとの判断です。やむを得ない場合は、黒塗りで伏せていただいで構いません。
26	証明書、チェックリスト	保管	証明書およびチェックシートは、エビデンス資料も含め設備ユーザー提出後も保管が必要ですか？	1年間は保管が必要です。設備ユーザーのところに税務調査が来る場合があります。

※中小企業庁ホームページのQ&A(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/2020/200501kyokaqanda.pdf>)もご確認ください。

No.	内容	項目	Q(質問)	A(回答)
-----	----	----	-------	-------